

## 平成 20 年第 1 回定例会 3 月会議開会挨拶

(平成 20 年 3 月 11 日開催)

平成 20 年第 1 回定例会 3 月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会 3 月会議は、町政執行方針等をもとに、新年度予算を審議する重要な議会であり、議員各位の活発な討議が展開されます事を願っております。

議会活動につきましては、「開かれた議会」を目標とし、「町民起点・町民主体の議会」を原点に、順次改革に取り組んでまいりました。

情報を共有し、議会活動の状況を町民の皆様によく知っていただく為の「議会・議員の評価」につきましても、3 回目の公表をいたしました。昨年から実施しました「議会活動の目標」と合わせて、選挙の際に町民の皆さんと約束しました「選挙公報」を補完し、より具体的な議会活動が、町民の皆さんの話題となり理解していただく一つの方法として定着されることを願っております。まだまだ検討の余地もありますが、引き続き評価の目的を達成する努力を続けてまいります。

先日、「町づくり基本条例町民検討委員会」から案内をいただき「議会基本条例」制定に向けての議会活性化スケジュールについて説明をさせていただきました。「議会基本条例」については、「町づくり(自治)基本条例」と平行して平成 21 年度からの同時施行をめざして作業を進めてまいります。

「わかりやすく、町民が参加できる議会」、「しっかりと討議することができる議会」、「町民の皆さんが実感できる政策提言をする議会」を目指し、このたびの定例会では、会期を 9 月までとする通年議会制度を試行いたします。自治法の改正で定例会の回数については、条例で定めることが可能となりました、会期に活動が制限されてきた議会活動の幅を広げ、議会側が主導的、機動的に対応できることとなります。合わせて、「説明員の反問権」、「質疑回数制限の撤廃」、「休会中の文書質問制度」、「常任委員会での傍聴人の討議参加」についても試行いたします。

さらに、町民の皆さんの意見をしっかりと聴き、議会の情報を報告することを目的とした「広報・広聴常任委員会の新設」、議員の資質向上、議会の活性化を図る「議員研修条例の制定」、行政運営の適切な執行の妨げとならないよう議員が自らを厳しく律し、議員活動などに疑念を持たれることの無いようにするための決議、活発な議論を進めるための「一般質問の

回数・時間制限の廃止」、「委員外議員制度」の本格導入についても今回提案する予定となっております。

合併新法終了後に向けての地方分権改革の方向性については、地方制度調査会、地方分権改革推進委員会等の活発な議論の中で、近々国の方向性が示されることとなります。

その事への議会の対応については、全国各地議会での真剣な取り組みが報道されておりますし、「マニフェストは標準装備となった」「議会は政策過程全体に係わりを」等、識見者からの有意義な提言も活発になっております。

先般、調査のため当町へ来ていただいた、全国町村議長会の議会活性化研究会の成蹊大学法学部教授であります佐藤竺(あつし)委員長は、「自治体としての町村の変革が不可欠となるところから、その先端を行く議員は、とりわけ政策形成能力と行政監督能力の向上に務め、理論武装のための自己努力と環境整備を目指す必要があり、常に時代の最先端を行く知識と情報の把握につとめ執行部と対等に渡り合えるだけの実力を養わなければならない。」と報告書に書いております。

地方自治体にとって厳しい状況は続きますが、福島町議会としても、町民の負託に応えるため、尚一層研鑽に励み、目標に向かって着実に歩みを続けていかなければならないと思っております。

すでに本州からは、桜の便りも聞かれるようになりました。

町内でも日に日に雪解けが進み、「ふきのとう」「福寿草」等、春のいぶきを感じさせる話題がでてまいりましたが、まだまだ朝晩の寒さは厳しいものがあります。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。